

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和31年4月1日から平成13年3月31日まで、A社に継続して勤務していた。申立期間は、同社B工場から同社C工場に異動した時期であるが、退職後に未加入であったことが判明した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書、個人経歴記録表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和32年4月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和32年4月1日とすべきところ、誤って同年3月31日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月10日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の記録によれば、申立期間が未加入期間となっている。当時は、A社C支店から昭和45年4月1日に開設したD社E支店に異動していた時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、D社E支店は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、本来、同日までA社C支店において被保険者資格を引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は20万9,000円、17年7月12日は23万6,000円、同年12月21日は22万7,000円、18年7月12日は24万1,000円、同年12月12日は26万2,000円、19年7月11日は24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る申立期間の賞与の記録が欠落している。

私が所持している預金通帳には、賞与が支払われたことが記載されているので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与の入金を確認できる預金通帳及び複数の同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる上、同僚の前述の賞与支給明細から算出された厚生年金保険料率等により、申立人も同様に控除されていたと認められることから、申立人の預金通帳に記載されている賞与振込額

を基に算出した額が、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額と認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の預金通帳及び複数の同僚の賞与支給明細において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は20万9,000円、17年7月12日は23万6,000円、同年12月21日は22万7,000円、18年7月12日は24万1,000円、同年12月12日は26万2,000円、19年7月11日は24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の預金通帳及び複数の同僚の賞与支給明細において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、平成17年1月から同年9月までは28万円、同年10月から18年2月までは30万円、同年3月から同年5月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月29日は12万円、同年12月30日は12万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月1日から18年6月16日まで
② 平成17年7月29日
③ 平成17年12月30日

申立期間①について、私は、A社に勤務していたが、同社から支給されていた給与は、オンライン記録よりも高額であったと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②及び③について、約12万円又は13万円の賞与が支給されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B税務署から提出された平成17年分及び18年分「報酬支払調書」により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の報酬支払調書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年1月から同年9月までは28万円、同年10月から18年2月までは30万円、同年3月から同年5月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③について、前述の報酬支払調書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の報酬支払調書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月29日は12万円、同年12月30日は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月及び同年 11 月の付加保険料並びに平成 15 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月及び同年 11 月
② 平成 15 年 4 月

申立期間①について、オンライン記録によれば、定額保険料のみ納付したことになっているが、私は、付加保険料も納付していたはずである。

申立期間②について、オンライン記録によれば、国民年金保険料が未納となっているが、私が自分で納付していたはずである。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私は、役場で付加保険料の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 54 年 12 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったと考えられるところ、付加保険料は、申出をした日の属する月以降でなければ納付することができないことから、申立期間①の付加保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人は、付加保険料の加入経緯、加入時期、納付金額及び納付方法等について記憶が定かではないことから、当時の具体的な状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「私の国民年金の納付記録によれば、申立期間②以外は納付済みとなっているので、納付していたはずである。」と述べている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間②直前の平成 15 年 3 月

の国民年金保険料は同年 11 月 17 日に納付されていることが確認できるものの、申立期間②直後の同年 5 月の国民年金保険料は、17 年 6 月 8 日に発行された納付書により、同年 6 月 12 日に過年度納付されていることが確認でき、同年 6 月 8 日の時点で、申立期間②の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付時期、納付方法等について記憶は定かではない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の付加保険料及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 16 日まで
年金加入記録を照会したところ、年金事務所から脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらった。

私は、昭和 44 年 6 月に A 社を退職し、同年 7 月に夫の仕事の関係で他県に引っ越しており、脱退手当金の支給日とされている同年 11 月 21 日頃に帰省したことも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱 44.10」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 11 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後合計 100 人中 95 人の女性被保険者のうち、申立人の被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した者で、申立人以外に脱退手当金の受給要件を満たす 11 人について支給記録を調査したところ、8 人に支給記録があり、8 人全員が被保険者資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることが確認できる上、当該支給記録のある者の一人は、「申立事業所が脱退手当金の請求手続を行った。」旨述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立事業所を退職後、県外に引っ越しており、脱退手当金の支給決定日である昭和 44 年 11 月 21 日には脱退手当金を受給するこ

とは不可能であった。」旨主張しているが、脱退手当金の支給については、支給決定時点において請求者の住所が遠隔地であっても、隔地払により、申立人の居住地の最寄りの金融機関等での受領が可能であったことから、申立人の上記主張のみでは、脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とはならない。

加えて、申立人は、「申立事業所を退職した直後には国民年金に加入しなかった。」旨述べているところ、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は、申立事業所を退職した後の昭和46年5月頃に行われたものと推認でき、加入後も国民年金保険料の未納期間が見受けられることを踏まえると、年金制度に対して必ずしも意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から44年8月1日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、前後の期間に比べて低い額となっている。納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が前後の期間に比べて低額となっていることに納得できないと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間前の昭和39年9月24日から同年10月2日までの期間及び申立期間内の43年5月15日から同年8月12日までの期間は、健康保険法に定める傷病手当金が申立人に対して支給されたことが確認でき、当該支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額を基に算出した金額と一致している。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していない上、A社は、既に解散し、申立期間当時の事業主及び役員も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

さらに、オンライン記録及び前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
② 昭和 21 年 2 月 1 日から 28 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間①については、A社（適用事業所名は、B社）に、申立期間②については、C社（適用事業所名は、D社）に勤務していたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された履歴書及び申立人が記憶する事業所の所在地等から、勤務期間までは特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は既に解散しており、事業主及び役員も特定することができず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚は、B社の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社において申立期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、いずれも申立人を記憶していなかった。

申立期間②について、申立人から提出された履歴書及び申立人が記憶する事業所の所在地等から、勤務期間までは特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に係る「健康保険労働者年金保険被保険者名簿」によれば、同社は、昭和 23 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、事業主も特定することができず、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することが

できない。

また、申立人は、申立期間②当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、D社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会しても、申立人を記憶していなかった。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立期間②において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 1 日から平成 10 年 3 月 1 日まで
私がA社に勤務していた申立期間の給与支給額は 26 万円から 48 万円であったと記憶しているが、オンライン記録によれば、標準報酬月額は、記憶している給与支給額より低額となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、記憶する給与支給額より低額となっているので、訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、A社が加入するB厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によれば、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と全て一致している。

また、A社は、「申立期間に係る関連資料を保管していない。」と回答している上、同社の社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士は既に亡くなっており、経理業務を委託されていた会計事務所も関連資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

さらに、オンライン記録を確認しても、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。